第五十条の二第七項中「石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第九条第一号」を「法第九十条の三の二第一号」に改める。

第五十条の三第一号中「沖縄島」の下に「、宮古島、石垣島若しくは久米島（以下この条において「沖縄島等」という。）」を加え、「（法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項に規定する本邦の地域」を「法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄以外の本邦の地域」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二号中「沖縄島」を「沖縄島等」に改め、同条第三号中「沖縄島」を「沖縄島等」に、「沖縄以外の本邦内」を「沖縄県の区域以外の本邦内」に改める。

第五十一条の二第一項中「第九十条の十一の二第一項」の下に「及び第九十条の十一の三第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第九十条の十一の三第一項に規定する政令で定める月は、初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する年から起算して十三年を経過した年の十二月とする。

第五十一条の三第一項から第三項までの規定中「第九十条の十三第一項」を「第九十条の十五第一項」に改め、同条第五項中「第九十条の十三第二項」を「第九十条の十五第二項」に改め、同条第六項中「第九十条の十三第一項」を「第九十条の十五第一項」に改め、同条第七項中「第九十条の十三第二項」を「第九十条の十五第二項」に改める。

第五十五条第一項中「第二十五条第十三項」を「第二十五条第十二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五十一条の二の改正規定及び第五十一条の三の改正規定並びに附則第三十七条（国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第二条第十五号の改正規定中「第九十条の十三第一項」を「第九十条の十五第一項」に改める部分に限る。）の規定　平成二十四年五月一日

二　第二十六条の八を削り、第二十六条の八の二を第二十六条の八とする改正規定、第三十三条の六の次に一条を加える改正規定、第三十九条の八十四の次に一条を加える改正規定及び第四十三条を削り、第四十三条の二を第四十三条とし、第四十三条の三から第四十三条の五までを一条ずつ繰り上げる改正規定並びに附則第三十一条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第一条第一号の改正規定、同令第二条第三号の改正規定（「、第五十七条の九（第二項から第七項まで、第十項及び第十一項を除く。）」を削る部分を除く。）及び同条第十四号の改正規定（「、第六十八条の五十八の二（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）」を削る部分を除く。）に限る。）の規定　平成二十四年七月一日

三　第四十六条の十第一項の改正規定、第四十八条の八を第四十八条の十一とする改正規定、第四十八条の七を第四十八条の十とし、第四十八条の六を第四十八条の九とし、第四十八条の五の次に三条を加える改正規定及び第五十条の二第七項の改正規定並びに附則第二十九条及び第三十七条（国税収納金整理資金に関する法律施行令第二条第十五号の改正規定中「第八十九条第七項」の下に「、第九十条の三の四第一項」を加える部分に限る。）の規定　平成二十四年十月一日

四　第十九条の四の改正規定　平成二十五年一月一日

五　目次の改正規定（「第二十五条の十八の二」を「第二十五条の十八」に改める部分を除く。）、第三章第八節の三の節名の改正規定、第三十九条の十三（見出しを含む。）の改正規定、同節中第三十九条の十三の前に款名を付する改正規定、同節に一款を加える改正規定、第三十九条の百十二第十三項第一号の改正規定、同章第二十六節の節名の改正規定、第三十九条の百十三（見出しを含む。）の改正規定、同節中第三十九条の百十三の前に款名を付する改正規定及び同節に一款を加える改正規定　平成二十五年四月一日

六　第五条の四の改正規定（同条第八項中「、第十条の四第三項及び第四項」を削り、「又は」を「及び」に改める部分を除く。）、第二十七条の五の改正規定及び第三十九条の四十の改正規定並びに附則第三条、第十条、第十七条及び第三十五条（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）附則第二条第二項の改正規定（「第五条の四第八項」を「第五条の四第九項」に改める部分に限る。）の規定　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

七　第二十五条の十二の改正規定　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日

八　第二十六条の改正規定、第二十六条の二の改正規定、第二十六条の三第一項及び第三項の改正規定並びに第二十六条の四の改正規定　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第　号）の施行の日

九　第三十三条の八の改正規定、第三十九条の三十五の四第三項第一号の改正規定及び第三十九条の八十五の二を削る改正規定並びに附則第二十二条及び第三十一条（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条第三号の改正規定（「、第五十七条の九（第三項から第七項まで、第十項及び第十一項を除く。）」を削る部分に限る。）及び同条第十四号の改正規定（「、第六十八条の五十八の二（第三項から第五項まで、第八項及び第九項を除く。）」を削る部分に限る。）に限る。）の規定　日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第　号）の施行の日

十　第三十九条の九十の三第二項の改正規定及び附則第二十五条の規定　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第　号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第二章の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けた個人の附則第一条第六号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間における新令第五条の四の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる認定発電設備」とあるのは「次に掲げる再生可能エネルギー発電設備」と、同項第一号中「認定発電設備（」とあるのは「再生可能エネルギー発電設備（」と、「第三条第二項に規定する認定発電設備」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」と、同項第二号中「認定発電設備」とあるのは「再生可能エネルギー発電設備」とする。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の四の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第五条の七の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第八条第二項、第十条の二第三項及び第四項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第一項並びに第十条の三の二第一項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。